

滋賀県市町村職員研修センター職員の定年等に関する規則

〔平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター規則第 11 号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滋賀県市町村職員研修センター職員の定年等に関する条例(平成 14 年条例第 11 号。以下「条例」という。)第 4 条第 5 項の規定に基づき、職員の定年等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長)

第 2 条 管理者は、勤務延長(条例第 4 条第 1 項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。)を行う場合に、職員に対し、その旨を明示した書面を交付しなければならない。同条第 2 項の規定により勤務延長の期限を延長する場合および同条第 4 項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も同様とする。

第 3 条 条例第 4 条第 3 項および第 4 項に規定する職員の同意は、それぞれ書面によって得なければならない。

付 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。